

NEWS LETTER

弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」
2018.12 Vol.24

弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」

- 相続法改正で遺言書はどう変わる！？ □代理交渉は要注意！弁護士法で禁止されている「非弁行為」とは？
- 法曹サッカー全国大会で福岡チームが優勝！

Pickup Law News

相続法改正で遺言書はどう変わる！？

はじめに

平成30年7月13日に改正民法（相続関係）が公布され、1年を超えない範囲で施行される予定です。

遺言書の保管制度は平成32年7月10日から開始され、自筆証書遺言の要件緩和は平成31年1月13日に、配偶者短期居住権と配偶者居住権については平成32年4月1日に、それ以外については平成31年7月1日に施行されることが決まっています。

今回は、相続法改正の中でも、特に、**遺言書作成に関わる改正と企業経営との関係**について紹介させていただきます。

自筆証書遺言に関して

(1) 遺言書の保管制度が新設！

これまで、自筆による遺言書は、自宅で保管されていることが多い、作成しても紛失してしまったり、相続人の方が（意識的／無意識問わず）捨ててしまったり、書き換えられたりする危険性がありました。

せっかく跡継ぎに会社財産を引き継がせようと思って遺言書を作成しても、**遺言書が適切に保管・発見されなければ意味がありません。**

そこで、今回の改正では、自筆証書遺言をより利用しやすくするために、法務局にて、遺言書の原本及びデータを保管することができるようになりました。

① 遺言書の保管の申請

住所地又は本籍地等の法務局で申請可能です。遺言書の作成については、法務省令で定める様式に従う必要があります。

② 遺言書保管官による遺言書の保管及び情報の管理

原本だけではなく、データでも保管されます。

③ 遺言者による遺言書の閲覧、保管の申請の撤回

申請後の閲覧・撤回も可能です。

④ 遺言書の保管の有無の照会及び相続人等による証明書の請求等

相続人は、自らに対する遺言書の有無の確認や画像情報の閲覧請求が可能です。

⑤ 遺言書の検認の適用除外

「検認」という家庭裁判所で遺言書の形式を確認する作業が不要になります。

⑥ 手数料

保管申請、閲覧請求、証明書の発行等には手数料を要します。

(2) 自筆での遺言が作成しやすくなります！

現行法では、自筆で遺言書を作成する場合、全文の自書が要件とされているため、例えば、本文だけではなく、財産の目録（土地や建物の情報や預金情報等）も全文自書する必要があり、かなりの労力を要していました。

今回の改正では、財産目録の部分のみパソコンで作成をしたり、通帳のコピーや不動産の登

記事項証明書を目録として添付したりできるようになりました。

ただし、添付資料への署名捺印が必要となり、また訂正の方式も法定されておりますので、ご注意ください。

遺留分制度が大きく変更されました！

これまで、事業承継の支障とされていた遺留分減殺請求権の制度が改正されました。

すなわち、現行法では、会社の土地建物を所有していた父が亡くなり、遺言により長男が相続したとしても、何も財産を相続していない長女が遺留分減殺請求権を行使すると、会社の不動産が長男と長女の共有となってしまうとともに、その共有割合は財産の評価額により定まるため、分母・分子ともに極めて大きな数字になってしまい、権利関係が複雑になっていました。

今回の改正では、遺留分減殺請求権が金銭債権に変更され、先の例では、長女が長男に対して、遺留分減殺請求権を行使すると、直接金銭を請求できることになり、権利関係が整理されました。

そのため、現在のような複雑な共有関係が生じることも、会社財産の処分・行使に支障が生じることも少なくなりました。

また、直ちに金銭を支払うことができない場合には、裁判所に申立をすることで、相当の支払期限が与えられます。

その他改正点

(1) 配偶者居住権

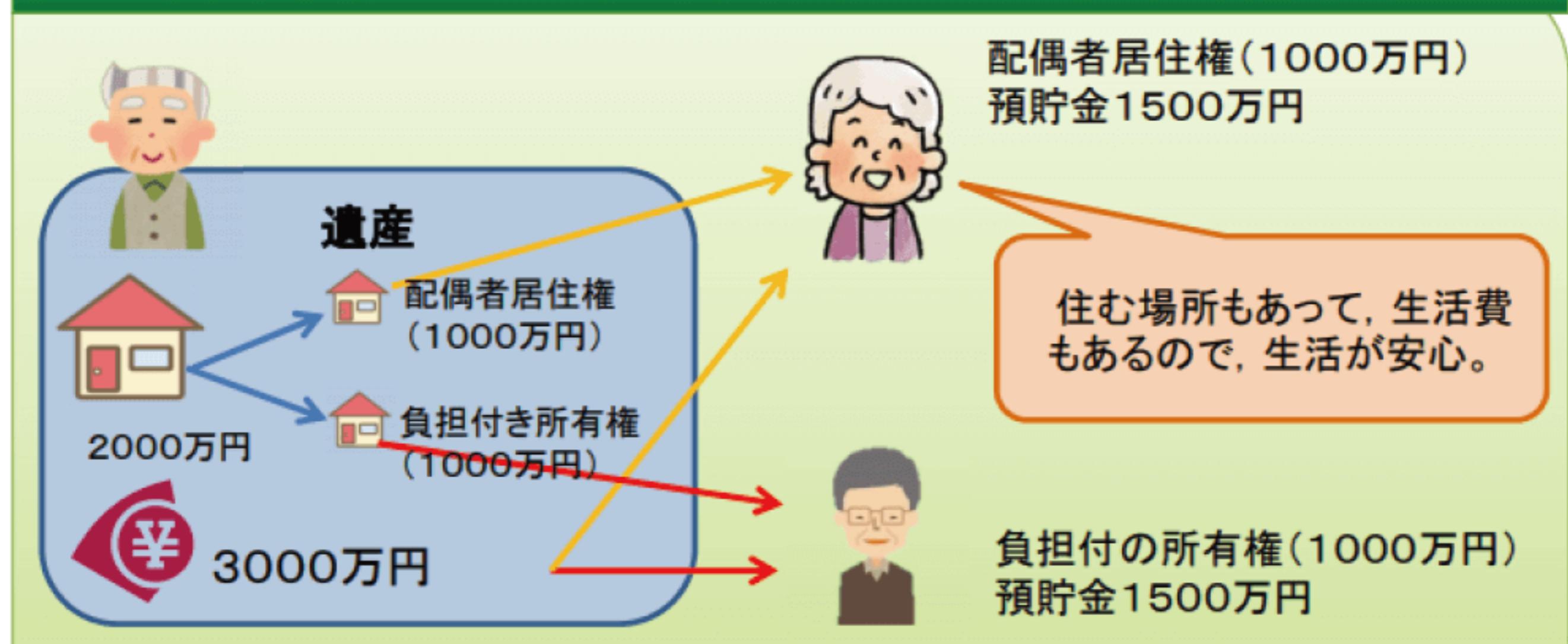
配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認める内容とする法定の権利（配偶者居住権）が新設されました。

現行制度では、配偶者が被相続人名義の自宅を相続した場合、自宅の価値が高いと、他の財産（例えば預貯金）を全く相続できないケースがありました。

そこで、配偶者が自宅に居住する権利を認めつつ（配偶者は自宅そのものを相続するわけではないため、他の財産を相続する余地が生じます。）、他の相続人（例えば子）が自宅の所有権を相続し、預貯金を両者がそれぞれ相続するということも可能になります。

ただし、常に発生するというわけではなく、遺産分割や遺言書によって定められる必要があります。

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。

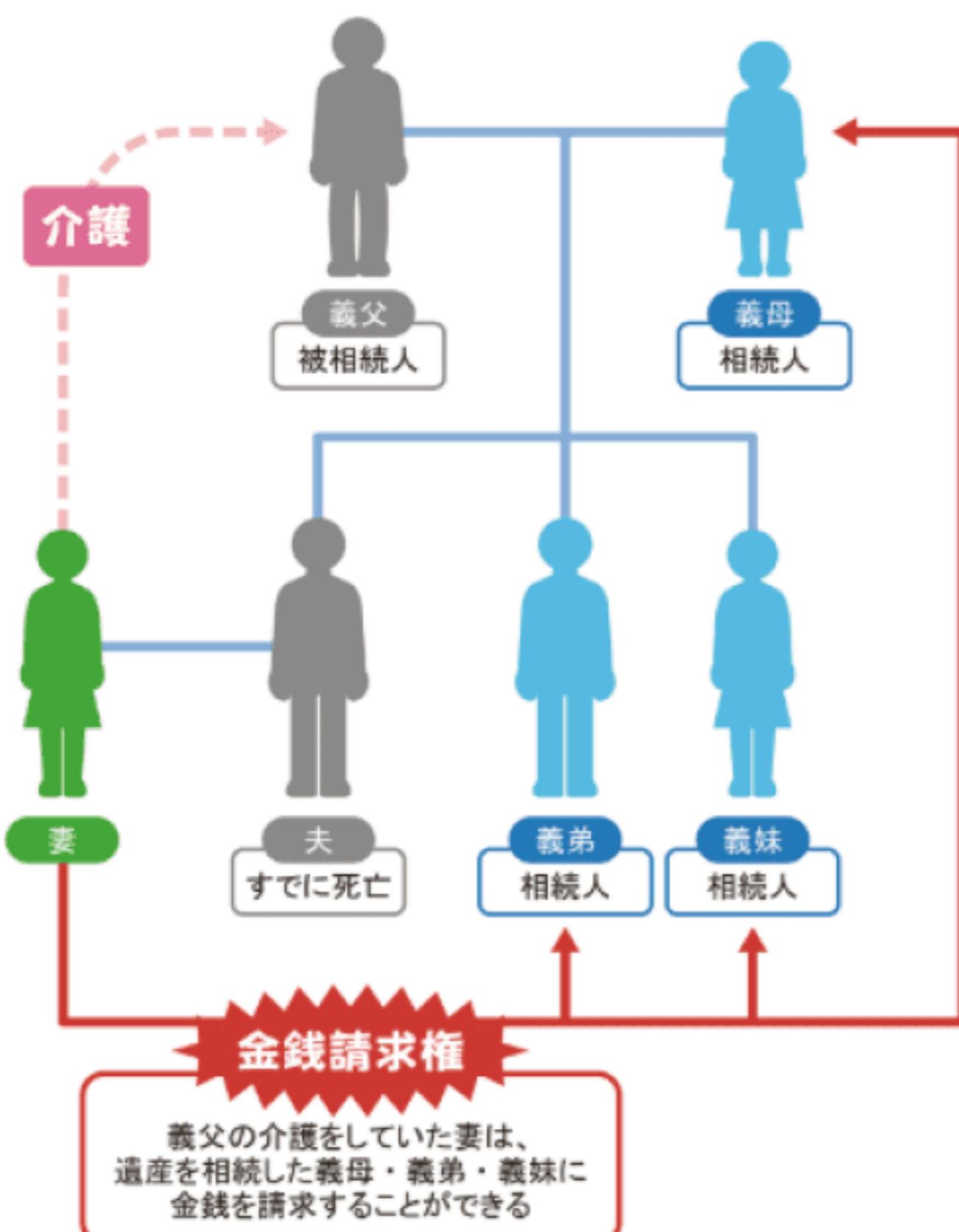


※ 法務省 HP より引用。 <http://www.moj.go.jp/content/001263589.pdf>

(2) 特別寄与料

現行制度では、相続人以外の親族（例えば、夫が先死している場合の妻と夫の母との関係）が、被相続人（例でいうと夫の母）と同居して介護や看病をしたとしても、被相続人の遺産を相続することはできません。

今回の改正では、このような場合に、夫の母の死亡後、夫の妻が、他の相続人（例えば、次男・三男等）に対して、自らの貢献度に応じた金銭の請求をすることができるようになりました（これを「特別寄与料」といいます。）



※ 政府広報オンラインHPより引用
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201809/1.html>

私も、平成30年11月10日、RKB毎日放送のラジオ番組にて、福岡県弁護士会のコーナーである「ほうな話」に出演させていただき、そこでも、相続法改正、特に「特別寄与料」と、遺言書作成の重要性について強調してご説明させていただきました。



おわりに

以上ご説明させていただいたとおり、配偶者居住権や特別寄与料といった新たな制度が制定されたおかげで、**相続人間の不公平を解消する選択肢が増えた**といえます。

しかし、その半面、**遺言書を作成していない場合には、相続人間で様々な主張がなされ、紛争が複雑化、長期化する可能性が高くなる**と考えられます。

自筆証書での遺言作成も簡便になったことですし、また遺留分制度も改正されて利用しやすくなっていますし、万が一の際に備えて、遺言書のご作成を検討してみてはいかがでしょうか。

相続に関するお悩みの際も、お気軽にご相談ください。



弁護士 神田昂一

福岡県田川郡旧赤池町（現福智町）出身。予防法務、債権回収、コンプライアンス体制構築など、企業活動に関する様々な問題に迅速に対応いたします。お気軽にご相談ください。

はじめに

テレビ朝日で放映されているドラマ『リーガル V～元弁護士・小鳥遊翔子～』が好評を博しています。



このドラマの設定は、とある理由で弁護士資格を剥奪された元弁護士（米倉涼子）が弱者を救うために法律事務所を取り仕切る一方で、実務経験はないが弁護士資格を有している大学教授（高橋英樹）が法律事務所の所長を務めているのです。

このような行為は**弁護士法が禁止する「非弁行為」に該当するのではないか**、という指摘があります。

ドラマの話ですのでこの点について深入りはしませんが、実は非弁行為の規制は一般的なビジネスにおいても無縁ではありません。

今回は、非弁行為が問題になりやすい、不動産業やコンサルティング業にスポットを当てて解説します。

非弁行為とは

弁護士法 72 条で禁止されている非弁行為とは、「**弁護士でない者**」が「報酬を得る目的で法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とする」ことをいいます。

ブラック・ジャックのように医師免許のない者が手術を行うことが禁止されているのと同様に、弁護士でない者が弁護士の業務を行ってはいけないという規定です。

非弁行為が問題になりやすい業種

非弁行為が特に問題となりやすい業種は**不動産業**です。

平成 22 年に最高裁は、**ビルオーナーの依頼を受けた不動産業者が、多数のビルの賃借人らと交渉し、賃借人らの立ち退きの実現を図る**という業務を、報酬を得る目的で業として行った事案について**弁護士法違反であると判断しました。**



同様に、不動産業者が貸主の依頼を受けて賃料滞納者に対する督促業務を行って一般の管理料とは別に料金を受け取る場合や、更新時に生じる賃料改定の交渉を有償で行う場合も非弁行為に該当する可能性があります。

不動産業以外でも、コンサルティング業者が顧客の依頼を受けて取引先との交渉を行うような場合は十分に注意が必要です。

ただし、交渉等を代理で行ったからといって直ちに非弁行為になるわけではなく、**当事者間の話し合いの手助けをする程度であれば単なる事務手続の一部と解され弁護士法には抵触しない**と解されています。

おわりに

弁護士法に抵触するかどうかの判断は、法律と判例を踏まえて個別の事情を考慮したうえで行う必要があり、大変難しいものです。

弁護士法違反かもしれないと思ったときは弁護士にご相談いただくか、弁護士に交渉等の代理をご依頼いただくことをお勧めいたします。

法曹サッカー全国大会で福岡チームが優勝！

今年10月21日、全国の弁護士、裁判官、検察官が集う「法曹サッカー全国大会」が行われ、当事務所の代表弁護士・宮田卓弥が所属する福岡チーム「ばってん FC」が初優勝を飾りました！

17年前の発足時からばってん FCに参加している宮田は、1回戦敗退が当たり前の弱小だったチームを強くするため、サッカー経験のある司法修習生を（中洲接待で？）勧誘するなど地道な活動を続けてきました。

その甲斐あって徐々に力をつけたばってん FCは、2013年の福岡大会では3位入賞、2014年の静岡大会では準優勝をするほどに。

そして、今やチーム最年長となった宮田が「何とか優勝したい」という決意を持って挑んだ今年、ついに念願の優勝を果たしたのです。

しかも、なんと宮田が大会MVPに選ばれました！

といっても、残念ながら選手としての活躍を評価されたわけではありません。

そもそも宮田は肝心の準決勝と決勝は試合に出ずベンチを温めていたのです。

MVPは、長年にわたってチームに貢献し、強いチームの礎を築いたことに対する評価でした。

大会の後、宮田は「司法試験に受かったときと同じくらい嬉しかった」と興奮気味に語っていましたが、発足以来チームに情熱を注いできたからこそ、感極まるものがあったのでしょう。

MVPのトロフィーは当事務所の相談室に飾っておりますので、機会がございましたら是非ご覧ください。



たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

[福岡オフィス] 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF天神南ビル10階

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

[北九州オフィス] 北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉駅前ひびきビル8階

[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188

・JR・モノレール小倉駅：徒歩5分

・モノレール平和通駅：徒歩2分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください

- ・労働問題（雇用契約書、就業規則、未払い残業代被請求、問題社員対応、解雇等）
- ・契約法務（契約書作成、リーガルチェック、契約解除等）
- ・知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）
- ・不動産問題（賃料滞納、明渡請求、賃料増減額交渉等）
- ・景品表示法（景品提供、不当表示等）
- ・債権回収（督促、訴訟、差押え、損害賠償請求等）
- ・会社法務（設立、定款作成、株主総会、取締役会、組織変更等）
- ・倒産（破産、再生等）